

令和4年度 第1回 丹波市障がい者施策推進協議会 会議録

日時	令和4年6月10日（金） 午後2時
場所	丹波市役所本庁第2庁舎 ホール
出席者 (敬称略・ 順不同)	<p>【委員】 谷 和義、酒井泰成、長尾恵子、谷口泰司、足立由夏、坂上具子、関 真博、足立一志、亀井賢一、大槻真也、高見忠寿、熊野研吾、中原有美、細見美貴子、西野隆博、西山裕之、山川 茂則 ※欠席 …藤井和枝、南野裕美子、青木 茂</p> <p>【オブザーバー】 衣笠恵美（丹波市障がい者基幹相談支援センター） 原田早苗（丹波障害者就業・生活支援センター ほっぷ） 川野みか（ひょうご発達障害者支援センター クローバー 加西ランチ）</p> <p>【事務局】 高見智幸健康福祉部長、足立和義障がい福祉課長、荒木信博障がい福祉課副課長兼障がい福祉係長、細見明弘障がい支援係長、荻野悦代主任社会福祉士</p>

1 開会

2 会長あいさつ

3 委嘱書交付

4 報告事項

- (1) 丹波市障がい者基幹相談支援センターの実施状況について
 [事務局及び障がい者基幹相談支援センター説明]

[会長]

ありがとうございました。
 丹波市障がい者基幹相談支援センターからのご説明がありましたが、何かご質問ございますか。

5 議事

- (1) 各部会の状況について
 ① 地域支援部会／相談支援事業所連絡会
 [事務局、障がい者基幹相談支援センター及び各部会長から説明]

[会長]

ありがとうございました。
 ただいま、地域支援部会につきまして、事務局及び部会長、基幹相談支援センターから報告がありましたが、何かご質問はございますか。

[委員①]

2点、お願いします。

まんがいちネットのとのことですが、流れとしては、相談をして、体験をして、緊急受け入れという流れだと思うのですが、（資料）裏面の緊急受け入れだけ○になっているところと、体験だけ○になっているところの利用の仕方を教えていただきたいのが1点目です。

あと、宿泊ができるのか、送迎していただけるのか、医療的ケアや、強度行動障がいといった、どこでも受入ができるわけではない方たちの受入が、わかるようにしていただけたらありがたいなと思いました。

[会長]

事務局いかがでしょうか。

[事務局]

チラシの方を見ていただきまして、相談緊急受入、体験と、○印がついていると思います。

相談支援専門員が対応プランを作るので、全員が相談にかかることとなりますが、体験が必要な方、そうでない方がいらっしゃるかと思いますので、体験と緊急受入は誰もが両方使うというわけではないのご認識いただけたらと思っています。

緊急受入で○がついているけど、体験に○がついていないところとしては、ホームヘルプといった家に来る側のサービスについては、緊急的に来ていただくということはあるけれども、体験するということはできないという内容になっております。

緊急の宿泊等ができるわけではない、日中だけ通っていくような事業所に、体験だけ○がついているという状況になっております。

事業所によって、持っていただく機能が違っているということで、両方○がある場合と、ない場合があるということになっております。

2つ目に宿泊とか送迎をしてもらえるのかということですが、チラシの方にはそこまで詳しく、書かせていただけていませんが、緊急対応プランを立てる中で、それぞれ相談支援専門員は、緊急受け入れ先というのを、プランの中に位置づけることになっております。

そのような場合は、緊急の時の受け入れでお金がいくらかかるのか、どういう手段でそこまでいくのかという細かい部分についても、想定をして考えていきますので、ご利用者さん、保護者さんに、送迎のことなど、細かい情報もお伝えするということになっています。

最後に、医療的ケアや強度行動障がいの受け入れということで、まだ今から整備していかないといけないところにはなっているのですが、協定事業所につきましてはそういう方の受け入れができるかどうかの調査を、事前にさせていただいております。

まだチラシには、医療的ケアの受入ができるかどうかということまでは示しておりませんので、今後また受入れる業者がわかりやすくできるように検討して参ります。

[会長]

その他いかがでしょうか。

[委員①]

訪問系サービスのところで、体験はできないということですが、家に来ていただくのに、どんな方が来ていただけるのかということがわからないと、緊急の時には、使い

にくいと思うので、また検討いただけたらありがたいと思います。

[事務局]

ご意見ありがとうございます。

どの事業所を使うかというところが緊急対応プランに位置付けられましたら、障がいのある方の情報共有ということで、顔合わせをさせていただくことになっておりますので、またそこを丁寧にしていける仕組みを検討していきたいと思っております。

[会長]

ありがとうございました。

委員②どうぞ。

[委員②]

確認させていただきたいのですが、まんがいちネットですが、これは地域生活支援拠点とイコールということでいいのでしょうか。資料⑥の方でそういった形で書かれているのですが、そういう認識ではなかったのでも確認です。

地域生活支援拠点っていうのは障害福祉サービスをしている事業所が、市から委託を受けて行うという形になってると思うのですが、そうなってくると例えば一般就労している、障がいを持たれている方などが引っかかることが難しくなるのではないかということ懸念しています。

就労移行支援とか就労定着支援を使われている方であればまだ引っかかるかもしれませんが、何もサービスを使えてないという状態で、一人暮らしでという形になってしまうと障害福祉サービスだけを主体に考えていくと、ちょっとリスクがあるのではないかなと思っています。

また、事前に登録が必要ということであれば、登録してなかったら引っかからないという可能性があるんじゃないかなってことを懸念しているんですけどその辺いかがでしょうか。

また地域生活支援拠点等に選ばれた場合の加算等もありますので、きちんと事業所の方に伝えることは重要なことだと思っています。

[会長]

事務局いかがですか。

[事務局]

まんがいちネットは地域生活支援拠点等のことを、丹波市では、名前が難しいということで、まんがいちネットという名前をつけて、運営を始めたものです。

協定締結事業所として、丹波市の事業所にお世話になっているのですが、まんがいちネットにご登録いただいている方は、当然受入れをしていただく場合は、加算等取っていただきながら、または市外でしたら協定は締結しておりませんが、緊急対応ということで、加算をとってもらって、受け入れをしていただくことになっております。

相談支援に関わっていない方が、緊急時になったときはというご質問だったのですが、相談支援専門員がついていない方についても、登録をいただけるようになっておりまして、ご登録をいただいた場合、相談支援専門員ではなくて、緊急対応コーディネーターという形で、緊急対応プランを立てさせていただいて、障害福祉サービスになじまないような方の場合でしたら、協定締結事業所の中には、障害福祉サービス以外の各機関に

も協力をいただいていますので、そういった障害サービス以外の資源を使いながら、対応していくことも想定されております。

まだ資源として数は少ないですが、いろいろな資源を活用できるように、仕組みの見直しをしていくつもりにしております。

[会長]

ありがとうございます。

② 就労支援部会

[事務局、障がい者基幹相談支援センター及び各部会長から説明]

[会長]

ありがとうございました。

就労支援部会の事務局、部会長の方から報告がございましたが、1点だけご質問承りますけどもいかがでしょうか。

[委員①]

マイスター制度について、支援が三角形のピラミッド型で3層構造だとしたら、一番下の土台が、日常的な気軽な、間違ったら教えてよ、という誰でもできる支援で、2層目から3層目が合理的配慮と言われる部分だと思います。

2層目が自助具とか車椅子に乗っていることへの理解とか、補聴器をつけておられることへの理解とかになると思います。その一番上のピラミッドの頂点のところ、いわゆるその特別に用意をしてもらう支援、例えば手話通訳であるとか、ここに書いてもらっている部分だと思うのですが、すごいところを狙われているんだなというふうに思っています。

また、そこをねらわれると同時に、2層目に3層目がちょっと大事にされるようになったらいいなど、いうふうに思って聞いていました。

誰もが暮らしやすい町っていうことを、ねらわれている市、なのでそのところを考慮していただけたらありがたいです。

[部会長]

ありがとうございます。参考に協議させていただきたいと思います。

[会長]

ありがとうございました。

時間が押しております。次に進めます。

③ 療育支援部会

[事務局、障がい者基幹相談支援センター及び各部会長から説明]

[会長]

ありがとうございました。

ただいま療育支援部会につきまして、ご説明がありました。

またご質問があってもこれだけは聞いておきたいということがございましたら、どなたかいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の次第6、その他に移ります。
事務局から説明をお願いいたします。

6 その他

[事務局説明]

[会長]

それでは最後に、副会長の関西福祉大学谷口先生の方からお気づきの点がございましたら、ご教示いただきたいと思います。

[谷口副会長]

以前にも申し上げましたが、丹波市の会議は非常に建設的でいつも勉強になっています。今日も本当に、そうなんだ、というふうなご意見を多々拝聴することができました。その中で私の単なる見解、感想程度ですので、聞き捨ていただいてもいいのですが、例えば資料②の下側に、精神障がいにも対応した、ということでの丹波市のイメージの特に障害福祉、介護で言うと、括弧書きの36人というのが精神の方の利用者さんと思うんですが、身体と知的に比べるとどうしても精神障がいの方は、就労に行けているか、もしくは精神科病院があつてという形で、在宅で福祉サービスを利用できるっていう基盤がまだまだ少ないような気がします。

他の町に行くと、居宅介護の事業所もたくさんありますが、精神障がいですと言った瞬間に対応できませんと言われ、相談支援の方が探すに四苦八苦しているということもあります。

結果的に、精神の方は、身体、知的の方に比べて、在宅で何とかできているけど、サービスが必要になるっていう時にそれがなくなるので、精神科病院へ飛んでしまうというか、間の隙間をうめる基盤がどうしても法律が遅く整備されているので、ないということになる。

今後、在宅の限界点を高めるということ言えば、居宅介護の事業所が、もっともっと理解をしていただければいいかなと思います。

数として、足りないから、この数であればいいですが、サービスがないということになってないかどうかというのはお調べいただければなと思いました。

資料⑭の感想です。

×や△をつけておられるが、丹波市は自虐的というか、私から見てこれは×ではなくて、やろうとしているから△でも○でもいいのではというところが、2、3点あったので、やっているとかやろうとしているところへは自信持って△マークをつけたらいいかなと思います。

最後に資料⑯のアンケートは、7月の中旬に実施されることなので話も固まっていると思いますが、いくつか参考としての意見です。

資料2 ページ目の問7で、お子様は日中をどのように過ごされているかという質問ですが、学校等に通っているというところですが、訪問教育か通学かを分けて聞いたほうがいいかなあと思ったりもします。

問8の、不安や不満に感じていることというところで、本当に不安や不満だけあるかというところではなくて、楽しみとか生きがいとか、プラス面を、またはすごく楽しいとか、

そういう意見を吸い上げてもいいかなと思いました。

問 14 に関しては、お子様の将来についても保護者の方が答えるという前提なのですが、可能であれば真ん中に線をひいて右側に子どもさん本人が、どういう思いでいらっしゃるかということが、聞けないだろうかと思います。

大体 5 歳ぐらいの知的能力があれば本当は日常生活はできますし、思いもあるので、子どもさんがこう思っている、でも親はこう思っているというのを書けないかなと思います。

最後の 7 ページ、8 ページ、問 24 とそれから自由記述も、困っていることというのと同じで、困っているという前提で、このアンケートってとっていかれているのですが、親と子どもさんの生活においては、障がいの子供さんと暮らすことによって生きがいを感じておられるご家族もいらっしゃるのではないかなと思います。

だから、決して最初から困っているに違いないということだけではなくて、こんな機会があるんですよというのも拾い上げられるような、設計があるといいかなと思います。

その意味では、8 ページで、最後ですが、医療的ケア児の支援等に、お困りのことや充実して欲しい、そのあと、ここでまたは、と入れて、日頃思っておられること、ここでもっとプラスの意見とか、こんなすばらしいことがあるのだというのが 1 つでも拾えるようになればいいかなと思います。

時間の関係もあるので、難しいと思いますが、必ずしも障がいのある方、それからご家族の方の生活っていうのは、困りごと一辺倒という形で我々が思っていないようなことが、こういうアンケートにも、発想として盛り込まれてもいいかなと思いました。

私から以上です。ありがとうございました。

[会長]

ありがとうございました。

それでは閉会の挨拶を副会長お願いします。

7 閉会

[副会長]

以上で本日の議事がすべて終了しました。

これで本日の会議を終了いたします。貴重なご意見をたくさんいただき、ありがとうございました。

本日は大変お忙しい中ありがとうございました。